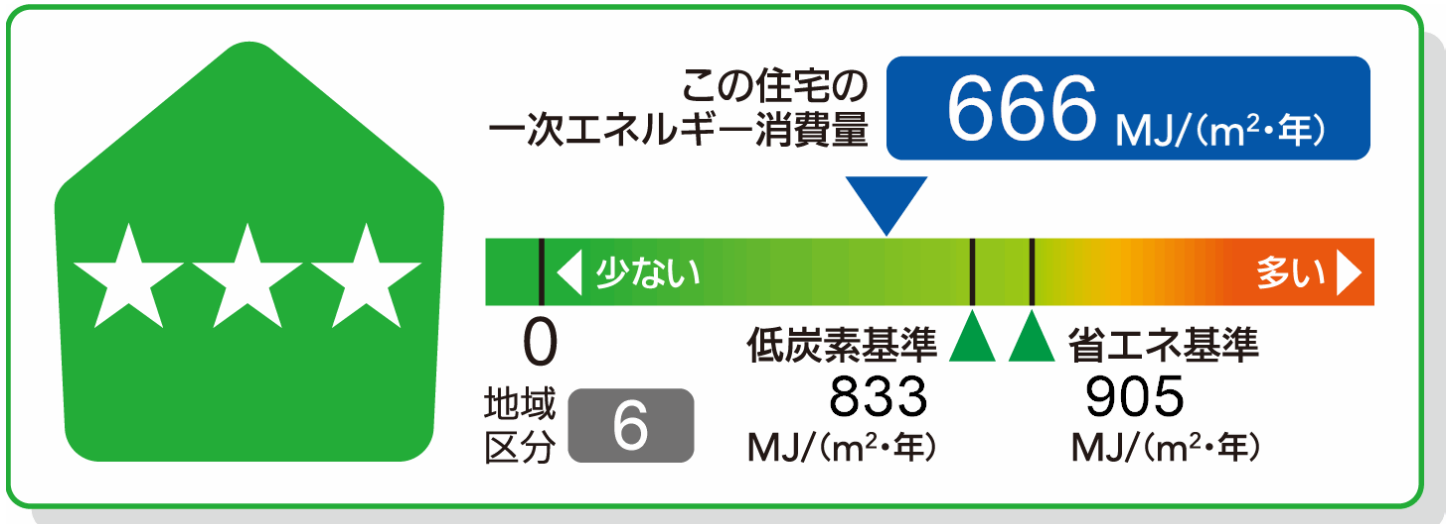


一次エネルギー消費量の計算結果について

住宅／住戸（タイプ）の名称	玉原モデル邸
作成日	2016年1月11日



凡例 **★★★** 低炭素建築物認定基準相当 (平成24年告示基準) **★★★** 省エネルギー基準相当 (平成25年告示基準) **★★★** その他

■注釈

- 本表示は、告示基準※に基づく、一次エネルギー消費量計算結果（住宅）を示したものです。
- 一次エネルギー消費量は、一定の前提条件（想定居住人数、生活スケジュール等）のもとで算定する仕組みとなっているため、算定結果は実際の一次エネルギー消費量とは必ずしも一致しませんので、当該住宅の省エネルギー性能評価に当たってはご留意下さい。
- 設備を設置しない場合及び設置する設備の種類が決まっていない場合については、標準的な設備を設置したものと仮定して計算されています。

※「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）及び「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）

■一次エネルギー消費量とは

○用語

- 化石燃料、原子力燃料、水力・太陽光など自然から得られるエネルギーを「一次エネルギー」、これらを変換・加工して得られるエネルギー（電気、灯油、都市ガス等）を「二次エネルギー」といいます。
- 建築物では二次エネルギーが多く使用されており、それぞれ異なる計量単位（kWh、ℓ、MJ等）で使用されています。それを一次エネルギー消費量へ変換することにより、建築物の総エネルギー消費量を同じ単位で求めることができるようになります。

○一次エネルギー消費量による表示について

- 低炭素社会の実現に向けた省エネルギー性能の指標とするため、最終的に消費される二次エネルギー量ではなくエネルギー資源の消費量を表す一次エネルギー消費量を基準として用いています。
- 日本の省エネルギー基準においては、一次エネルギー消費量の単位として熱量の単位であるJ（ジュール）を用いることとしています。※1MJ（メガジュール）=0.278kWh（キロワット時）

省エネ基準 一次エネルギー消費量計算結果(住宅)

1. 住宅/住戸(タイプ)の設計一次エネルギー消費量等

(1) 住宅/住戸(タイプ)の名称	玉原モデル邸			
(2) 床面積	主たる居室	その他の居室	非居室	計
	73.44㎡	23.19㎡	19.23㎡	115.86㎡
(3) 省エネ地域区分/年間日射地域区分	6地域(IVb地域) /		*****	
(4) 住宅/住戸(タイプ)の一次エネルギー消費量(1戸当り)				
	基準一次エネルギー消費量		設計一次エネルギー消費量	
暖房設備一次エネルギー消費量	30706		21459	
冷房設備一次エネルギー消費量	7054		5739	
換気設備一次エネルギー消費量	4382		1023	
給湯設備一次エネルギー消費量	24706		19344 MJ/(戸・年)	
照明設備一次エネルギー消費量	16907		8436	
その他の一次エネルギー消費量	21016		21016	
太陽光発電等による発電量 評価量 (参考値) 総発電量				
合計	①	104771	②	77018 MJ/(戸・年)
(6) 判定				結果
基準一次エネルギー消費量	③	104.8 GJ/(戸・年)	①÷1000かつ小数点第2位を切り上げ	③ ≥ ④
設計一次エネルギー消費量	④	77.1 GJ/(戸・年)	②÷1000かつ小数点第2位を切り上げ	達成

本計算結果は、当該住宅が建設される地域区分及び設計内容に、一定の生活スケジュールに基づく設備機器の運転条件等を想定し計算されたもので、実際の運用に伴うエネルギー消費量とは異なります。

2. 当該特定住宅(住宅タイプ)の仕様

(1) 暖冷房仕様

外皮/設備項目		外皮/設備の仕様
A. 外皮	単位温度差あたりの外皮熱損失量	139.3 W/K
	単位日射強度あたりの日射熱取得量	冷房期: 4 暖房期: 5.4
	通風の利用	主居室: 換気回数5回/h相当以上 その他の居室: 換気回数5回/h相当以上
	蓄熱の利用	蓄熱を利用しない
	床下換気システムの利用	床下換気システムを利用しない
B. 暖房設備	運転方式	「主たる居室」と「その他の居室」の両方あるいはいずれかに暖房設備機器または放熱器を設置する
	設備仕様	【主たる居室】ルームエアコンディショナー エネルギー消費効率の区分: 区分(i) 容量可変型コンプレッサー: 搭載しない 【その他の居室】暖房設備機器または放熱器を設置しない
C. 冷房設備	運転方式	「主たる居室」と「その他の居室」の両方あるいはいずれかに冷房設備機器を設置する
	設備仕様	【主たる居室】ルームエアコンディショナー エネルギー消費効率の区分: 区分(i) 容量可変型コンプレッサー: 搭載しない 【その他の居室】冷房設備機器を設置しない

(2) 換気仕様

設備項目	設備仕様
D.換気	ダクト式第二種またはダクト式第三種換気設備 比消費電力:0.04 W/(m ³ /h) 換気回数:0.5回/h
E.熱交換	熱交換型換気を採用しない

(3) 給湯仕様

設備項目	設備仕様	
F. 給湯設備	熱源機	電気ヒートポンプ給湯機(CO2系冷媒)(JIS効率: 2.7) ふろ給湯機(追焚あり)
	配管	ヘッダー方式(ヘッダー分岐後のすべての配管径が13A以下)
	水栓	台所: 2バルブ水栓以外のその他の水栓(節湯方式を採用しない) 浴室シャワー: 2バルブ水栓以外のその他の水栓(小流量吐水機能) 洗面: 2バルブ水栓以外のその他の水栓(水優先吐水)
	浴槽	高断熱浴槽を採用しない
G. 太陽給湯		

(4) 照明仕様

設備項目	設備仕様	
H. 照明設備	主たる居室	白熱灯の使用:すべての機器において白熱灯を使用していない 多灯分散照明方式の採用:採用する 調光が可能な制御:採用しない
	その他の居室	白熱灯の使用:すべての機器において白熱灯を使用していない 調光が可能な制御:採用しない
	非居室	白熱灯の使用:すべての機器において白熱灯を使用していない 人感センサー:採用する

(5) 発電仕様

設備項目	設備仕様	
I. 太陽光 発電設備	パネル面数	
	その1	
	その2	
	その3	
	その4	
J.コージェネレーションシステム	*****	